

令和3年度「青森市青森駅前自転車等駐車場」に係る事業報告書等評価結果

青森市青森駅前自転車等駐車場については、青森アドセック株式会社が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和3年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和4年7月12日

施設名	青森市青森駅前自転車等駐車場
設置目的	青森市自転車等の放置の防止に関する条例（平成17年青森市条例第146号）に定める施設として、自転車等の利用者の利便性に供するとともに、自転車等の放置の防止に資するために設置している。
所在地	青森市柳川一丁目112-46
指定管理者	【名 称】 青森アドセック株式会社 【代表者】 代表取締役 小山内 一男 【住 所】 青森市松原一丁目17番11号
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	管理人1名、巡回員兼作業員2名を配置し、駐輪場移転後においても、適正かつ効率的な人員配置を行っているほか、定期的な研修を実施し、職員の指導育成も行われております。 駐車場内の巡回、清掃、破損箇所の点検も随時行うなど、適切に管理及び保守点検が行われているとともに、研修や消火器設置などによる防犯防災対策のほか、個人情報保護、環境負荷の低減についても適切な対応が行われております。	○	
運営について	駐輪場移転後においても、駐車場への誘導や、自転車等の整理整頓を行い、より多くの方が平等に利用できるよう努めているほか、空気入れの常備など、利用者へのサービス向上にも努めています。 また利用者の意見を把握するためにHP上で要望等を把握できるようにメールボックスを作成したり、管理人による対面ヒアリングを実施し、利用者の要望、意見の把握に努めるほか、青森駅前交番などの関係機関とも連携をしながら運営を行っています。	○	
事業実施結果について	業務については、自転車等放置禁止区域における放置自転車等に対する指導業務など、計画書通りに実施されており、適正な管理運営が行われています。	○	
収支決算書について	提出された収支決算書を領収書等と照合し、全て適正と認められます。	○	

【総合評価】

管理運営状況、事業実施、収支決算について、適正に実施されています。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市市民部生活安心課
【電 話】 017-734-5258
【メー ル】 seikatsu-anshin@city.aomori.aomori.jp